

岩国広域都市圏の 都市計画の方針

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 岩国広域都市圏の都市づくりの基本理念	1
1-2. 岩国広域都市圏の将来像	2
1-3. 都市計画区域等の指定の方針	9
2. 区域区分の決定の方針	10
2-1. 区域区分を決定する都市計画区域の設定方針	10
3. 主要な都市計画の考え方	11
3-1. 土地利用に関する基本方針	11
3-2. 広域的な都市施設の整備に関する基本方針	14
3-3. 市街地整備に関する基本方針	18
3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針	19
3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針	21
3-6. 都市防災に関する基本方針	22

平成31年3月

山口県土木建築部都市計画課

※本文中の年次表記について

本文中の年次表記は、原則和暦とし、昭和以前および平成 28 年以降については西暦を併記することとしていますが、同一ページに同一年が複数ある場合は、先頭のもののみ併記しています。

また、図表については併記しないこととしています。

1. 都市計画の目標

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定し、「人口規模」、「区域区分*の決定の方針」については、おおむね 10 年後となる令和 12 年(2030 年)を想定する。

1-1. 岩国広域都市圏の都市づくりの基本理念

本広域都市圏は、山口県の東部に位置し、岩国市と和木町の 1 市 1 町から構成されている。

本圏域は、風光明媚な瀬戸内海、中国山地に連なる山々、豊かな水をたたえる錦川など美しい自然に恵まれ、都市と農山漁村で構成される多自然型居住地域*を形成している。その中で錦帯橋をはじめとする観光のまち、臨海部や高速道路インターチェンジを中心とした工業のまち、さらに、基地のまちという様々な顔をもっている。

また、山口県の東端で海に面して位置する地理的な条件から、岩国港、山陽新幹線新岩国駅、岩国錦帯橋空港、山陽自動車道岩国及び玖珂インターチェンジなどの広域交通基盤*が整備された交通の要衝地でもある。

このような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

自然・歴史・文化を共有し、県域を越えた連携により、 新たな魅力を創り出す交流都市圏づくり

地域の特色ある資源を共有・活用しながら、広島県や島根県との県域を越えた広域的連携を図り、一体となって協働することで、住民の多様なライフスタイルが実現する魅力的な圏域づくりを進める。

また、地域特性に応じた産業を振興し、地域個々の魅力を圏域住民みんなが実感できる活力にあふれた都市圏を形成する。

*印のついている用語は巻末に用語解説を掲載している。

1-2. 岩国広域都市圏の将来像

本広域都市圏における都市づくりの将来像を以下のように設定する。

(1) 目標年次におけるおおむねの人口規模（推計値）

▼おおむねの人口

(単位：千人)

区分		年次	平成27年(2015)※1	令和12年(2030年)※2
広域都市圏人口			143.0	119.3
年齢階層別人口	年少人口 (0～14歳)		17.3 (12.1%)	12.2 (10.2%)
	生産年齢人口 (15～64歳)		78.3 (54.7%)	61.0 (51.1%)
	老年人口 (65歳以上)		47.5 (33.2%)	46.2 (38.7%)

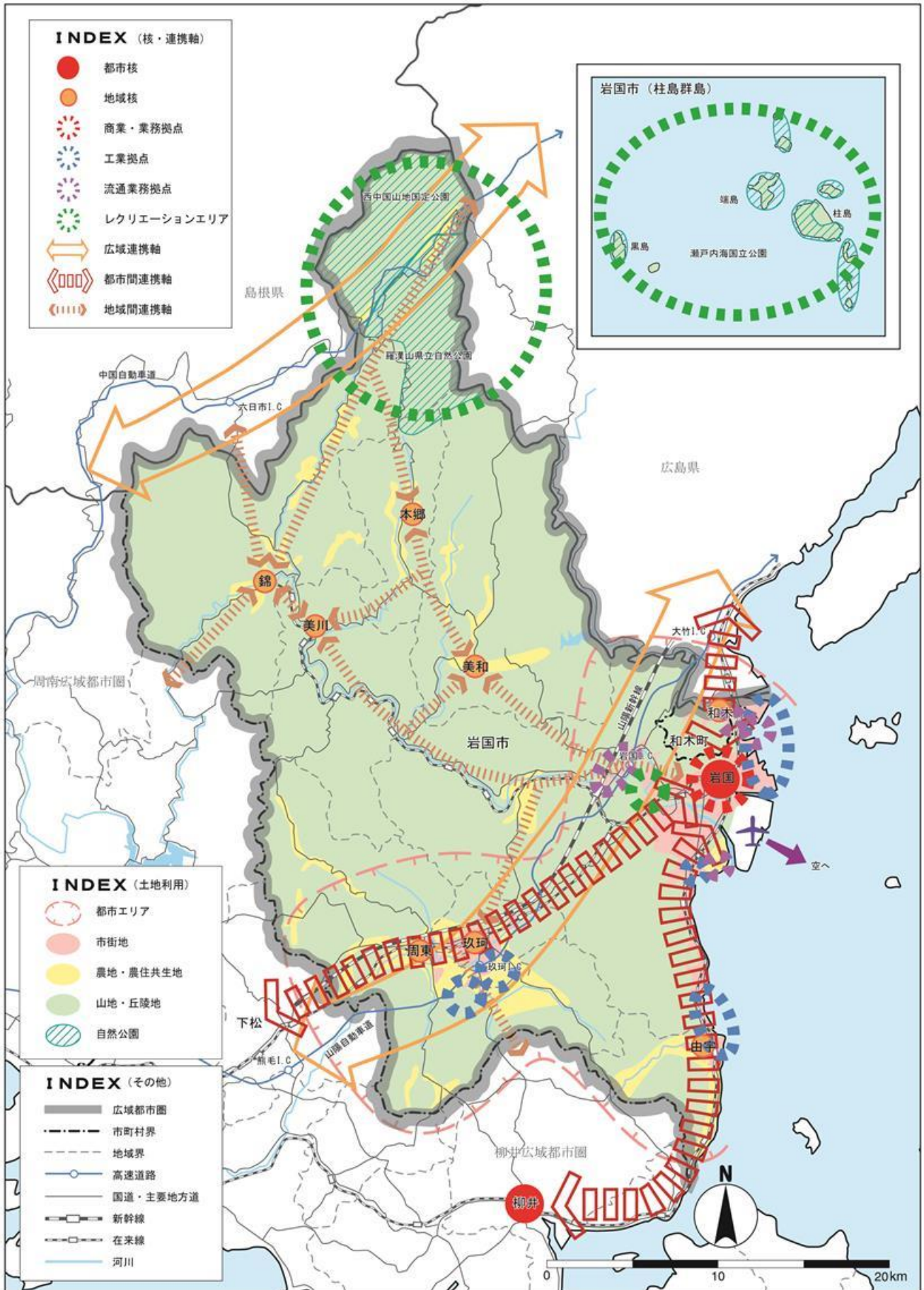
※1 最新の調査年次である平成27年(2015年)国勢調査結果をもとに、年齢不詳人口を按分補正した値。

※2 令和12年(2030年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(『日本の市区町村別将来推計人口』(平成30年(2018年)3月推計))による。

(2) 将来都市構造

岩国広域都市圏の都市づくりの基本理念を踏まえ、将来あるべき都市圏の構造を、次のように構築する。

■岩国広域都市圏の将来都市構造図



将来都市構造図の用語解説

① 核・連携軸

都市核	都市の中心的役割を担う地区で、市の中心市街地*及びそれに準ずる主要な市街地
地域核	各地域の中心的役割を担う地区で、町または合併前の町村の中心地
商業・業務拠点	商業・業務機能の高度な集積を図る地区で、中心商業地等の主要な商業地
工業拠点	製造業などの工場の集積による生産活動の要となる地区で、大規模工場用地や工業団地
流通業務拠点	物流機能の集積を図る地区で、港湾、市場、自動車ターミナル等
レクリエーションエリア	広域的なレクリエーションの場となるエリアで、自然公園や大規模公園
広域連携軸	国土レベルの広域的な交通連携を担う軸で、高速自動車国道及び新幹線
都市間連携軸	都市の連携を担う軸で、都市核（隣接する広域都市圏を含む）同士を結ぶ主要な幹線道路や鉄道
地域間連携軸	地域の連携を担う軸で、都市核と地域核、及び地域核同士を結ぶ幹線道路や鉄道

② 土地利用

都市エリア	都市のおおむねのエリアで、都市計画区域*とその周辺を含むエリア
市街地	建築物や都市施設*等の立地・集積を図るエリアで、市街化区域*及び用途地域*の指定されたエリア
農地・農住共生地	農地の保全と営農環境・集落環境の維持・向上を図るエリアで、農地・水路等の田園環境や集落地などがまとまって存在するエリア
山地・丘陵地	森林の保全と営林環境の維持・向上を図るエリアで、山地や森林
自然公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定されるエリアで、国立公園・国定公園、県立自然公園

(3) 都市圏整備の方向性

「自然・歴史・文化を共有し、県域を越えた連携により、
新たな魅力を創り出す交流都市圏づくり」のための整備の方向性

① 豊かな郷土資源を未来に引き継ぐ、個性あふれる美しい都市づくり

本広域都市圏は、中国山地の山間部、内陸部の盆地、瀬戸内海に面した臨海部をもつ、地形の変化に富んだ圏域である。

この圏域は、西中国山地国定公園、羅漢山県立自然公園、瀬戸内海国立公園の自然公園をもつとともに、錦川が先行河川*として山地を切り開き、下流部には歴史と文化に彩られた岩国地域の市街地が形成されている。これらは県内有数の観光地であり、県内外から多くの観光客を集めている。

また、内陸部の島田川の上流部に形成された玖珂盆地には、玖珂地域及び周東地域の市街地と、それを囲む豊かな農地が広がっている。

瀬戸内海に面する臨海部には、美しい海岸線と由宇地域の市街地や集落地があり、瀬戸内海には柱島などの島しょ部を有している。

このような都市と自然の調和した良好な都市圏を維持・発展させていくために、次のような観点から、美しい都市づくりを推進する。

■ 山口県の東の玄関口にふさわしい中心市街地*における都市の顔づくり

都市核を担う岩国市の中心市街地*においては、岩国駅を中心に商業、医療などの都市機能*が集積した都市景観が形成されているが、近年、中心市街地*の衰退、空洞化により、にぎわいのある都市景観が失われつつある。魅力ある都市景観の形成や安全で快適な都市空間の創出を図り、山口県の東の玄関口にふさわしいにぎわいのある都市の顔づくりを行う。

■ 自然と歴史が一体となった市街地の環境づくり

錦帯橋周辺の歴史的なまちなみが残る岩国市岩国地区及び横山地区や、旧山陽道の宿場町として栄えた周東地域等の歴史的な風情が残る地区については、水辺や周囲の山並み等の自然環境と一体となった景観の保全・形成及び市街地環境の維持・向上を図る。

■ 地域の特色ある水辺を活かした憩いと交流の空間の確保

瀬戸内海に注ぐ錦川、小瀬川及び由宇川、玖珂盆地の田園市街地と一体となった島田川等の河川や、市街地内及び周辺の緑地、由宇地域に残る自然海岸等は、だれもが快適に利用できる憩いと交流の空間として整備・保全する。

■ 流域が一体となった自然的な環境の保全

清流宇佐川の源・西中国山地国定公園、羅漢山県立自然公園等に代表される河川や海岸、丘陵・山地、農地等の自然環境、自然景観を流域一体となって保全、回復し、動植物の良好な生息環境の確保を図る。

また、都市機能*の集約化や公共交通の利用促進等により、環境負荷の低い低炭素都市づくりを推進するなど、都市と自然環境の共生を図る。

② ゆとりとにぎわいの都市生活を提供する安心・安全な集約型の都市*づくり

本圏域も他圏域と同様に人口は減少傾向にあり、中心市街地*の空洞化や高齢化も進行している。市街地内では新たな都市型住宅の供給による都心回帰の傾向もみられる一方で、依然として郊外部の農地等における宅地開発もみられる。また、近年多発する集中豪雨や発生が懸念される巨大地震等を踏まえ、災害に強い安心・安全な都市づくりが求められている。

山口県東部の都市圏の形成を目指す本広域都市圏にとって、都市内のコミュニティ活動の回復や生活、医療、文化等の施設の集積の進んだまとまりある市街地形成は、地域住民の誇りや来訪者の魅力となり、更なる発展基盤として不可欠な取組である。

このため、都市内に蓄積された都市基盤施設のストック*を活用しつつ、中心市街地*の再構築を行うとともに、立地適正化計画制度の活用などにより都市機能*等を誘導し、中心市街地*の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。

■ 山口県東部の拠点となる中心市街地*の再構築と活性化

岩国市の中心市街地*においては、商業・業務機能の活性化と教育、文化、情報などの高次都市機能*の集積を図りながら、必要に応じた都市基盤の整備等による中心市街地*の再構築を進め、拠点性の維持を図る。また、併せて、利便性が高くうるおいのある居住環境の整備を行い、都心居住の促進を図る。

特に、広域交通拠点である岩国駅周辺においては、複合的な都市機能*の集積とうるおいと魅力ある都市空間の形成により、都市核にふさわしいにぎわいのある中心市街地*の活性化を図る。

■ 市街地形成の適正な誘導

岩国駅周辺等の既成市街地*においては、既存ストック*を活用しながら土地の高度利用を図るとともに、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等に都市機能*、その周辺に居住の誘導を図る。

臨海部の由宇地域、内陸部の玖珂地域、周東地域など、地形が比較的緩やかで、土地利用に関する法規制も緩やかな区域や、郊外部の開発が進みやすい地域では、多様な土地利用規制制度の適用等により、新たな市街地形成を適正に規制・誘導する。

■ 暮らしやすい環境の整備

人口減少・高齢社会に対応した集約型の都市*形成に向けて、既成市街地*を中心に、徒歩や公共交通等により快適に移動できるひとにやさしい都市づくりを進め、誰もが暮らしやすい居住環境の形成を図る。

また、岩国駅などの主要駅周辺や公共公益施設等を中心に、ユニバーサルデザイン*に配慮した安心・安全な都市づくりを進める。

■ 災害に強い都市づくり

大規模な自然災害等の発生に備え、災害に対するレジリエンス*の向上を図るため、本圏域の自然条件、災害特性、地域社会等、固有の状況を踏まえ、河川、海岸、砂防関係施設の整備・改修、災害時の緊急活動・緊急物資の輸送等に資する広域的な道路ネットワークの構築や安心・安全な生活道路の整備を進めるとともに、地域防災活動の促進などハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進める。

岩国市の中心部等で防災上危険な密集市街地*においては、生活基盤の整備や建築物の耐震化・不燃化を進め、地域固有のまちなみに配慮しながら、安全でうるおいのある市街地への更新を図る。

③ 都市ごとの個性を活かし、連携して活力を生むネットワークづくり

本広域都市圏は、瀬戸内海沿岸部の岩国市中心市街地*、和木町市街地や由宇地域、内陸部の玖珂地域及び周東地域、山間部の本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域で構成されており、沿岸部の市街地から豊かな自然環境を持つ山間部まで、多様な特性を有している。

圏域内では、都市核を担う岩国市の中心市街地*に都市機能*が集積する一方で、内陸部や山間部などの地域では、それぞれに固有の歴史、文化、豊かな自然環境等を有しつつ、独自の地域社会や産業形態を展開しているものの、過疎化、高齢化が進行している。

これらの地域の個性を活かしつつ、地域活力の維持向上を図るため、都市と農山漁村との交流・連携の強化を図る。

また、都市圏全体の活性化を図るため、隣接する広域都市圏との交流・連携、さらには、高速道路、空港、港湾等の広域交通利便性を活かした県境を越えた交流・連携など、複合的なネットワーク形成を図る。

■ 岩国市の中心市街地*を拠点に地域が連携した都市の個性づくり

豊かな自然、歴史、文化、産業、空港、港湾などの地域資源を活かしながら、地域毎の魅力あるまち並みの形成を図るとともに、都市核を担う岩国市の中心市街地*を拠点として、地域間及び中心都市との交流・連携を強化し、県東部の魅力ある都市圏の形成を図る。

■ 都市間交流を支える交通基盤*の整備

圏域内における岩国市中心市街地*と地域の交流・連携や、隣接する柳井、周南広域都市圏との交流・連携、さらには広島県・島根県との県境を越えた広域的な交流・連携を促進するため、幹線道路等の交通基盤*の整備を進めるとともに、鉄道やバス等の公共交通網の整備・充実によるネットワークの強化を図る。

また、高次都市機能*や産業の集積による活性化を図るため、岩国錦帯橋空港などの広域交通拠点を活用したネットワークの形成を促進する。

■ 都市と農山漁村との交流・連携の強化

過疎化、高齢化が進む農山漁村地域においては、農業等の生産基盤を整えた上で、拠点化とネットワーク化により日常的な生活サービス機能を確保する取組を進め、既存集落の活力維持を図るとともに、都市部との交流・連携による相互補完関係の強化を図る。

■ 都市施設*に関する広域的調整と整備の推進

都市圏間の交流・連携性を高める幹線道路や広域公園*等の都市施設*の整備については、都市間の広域的調整を図りながら、効率的、有機的に整備を推進する。また、廃棄物処理場等の公益的施設の整備についても、都市間の広域的調整を図り、円滑な整備を推進する。

■ 地域の活性化を創出する多様な産業の振興と連携

都市核において個性を活かした都市づくりを進めるとともに、産業支援機関と連携した新しい産業の育成と産業創造の場の創出、農林水産業や自然・田園景観を活かした体験型観光の展開など、地域の特色を活かした多様な産業の振興を図り、これらの連携による地域活力の向上を図るため、ネットワークづくりを推進する。

④ 住民と行政が協働し、共創する身近なまちづくり

限られた都市の空間的、経済的資源を有効に活用したまちづくりが円滑に進み、生みだされた都市施設*や空間を住民が十分に活用することにより、地域を活性化させるためには、住民と行政が情報を共有し、それぞれの役割と責任を分担しながら、協働して都市整備を進めることが必要となる。

このため、県及び市は、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりに向けて、地域に密着した効率的な都市計画執行体制の充実を図る。また、まちづくりへの住民参画を進めるために、まちづくりに関する情報をわかりやすく整理した上で積極的に提供するとともに、計画づくり等の都市整備の初期段階から住民の意見を反映できる仕組みを構築する。

さらに、住民と行政の間に入り、意見調整や社会的資源の活用等、まちづくりに関する総合的な提案やアドバイスを行う民間専門家を育成し、その活動を支援する。

これらの施策により、次のような住民と行政の協働・共創のまちづくりを進める。

■ まちづくりに関するわかりやすく利用しやすい知識・情報の提供と収集

都市計画やまちづくり活動に関する知識・情報・責任を住民にわかりやすく整理し、広報紙やマスメディア、講習会、インターネットなどのICTの活用等により多様な年齢層にとって使いやすいかたちで積極的な提供を行う。

また、情報を提供するだけでなく、アンケート調査やホームページの掲示板等により、絶えず住民意見を把握するよう努める。

■ 県と市町における都市計画執行体制の充実

県と市では、地域特性を活かした効率的なまちづくりの推進に向けて、地域に密着したまちづくりと広域調整を図るための執行体制を整備・運用する。

■ まちづくりにおける住民参画を促進する仕組みの整備

まちづくり活動の主体形成やサポーターづくりのため、計画作成等の初期段階から、ワークショップ*などを通じて住民の参加を促すとともに、住民・企業・大学等研究機関・関係団体（NPO*など）等のネットワーク形成を支援し、住民の力を合わせたまちづくりを行える仕組みの構築を進める。

また、住民の継続的な参加を図るためにコミュニティビジネス*を組み込んだまちづくり活動等の取組みを促すとともに、多様な主体による活動を促進するためにエリアマネジメント*の仕組みづくりを進める。

■ まちづくりを支援する民間専門家等の育成・活用

住民参画のまちづくりを進めるために、住民と行政の協働による構想や計画の策定、事業実施及びその後の管理においてアドバイスするなど、住民のまちづくりを支援する民間専門家を育成し、活用していく。なかでも地域の景観を活かしたまちづくりについては、将来を担う子供達にふるさとの景観の美しさや大切さを実感してもらうための景観学習を推進するとともに、「山口県景観アドバイザー」や「山口県景観サポーター」制度を活用し、まちづくりの主体となる住民等への意識啓発を図る。

1-3. 都市計画区域*等の指定の方針

本広域都市圏において、都市圏の将来像に示した都市づくりを広域的に推進するため、都市計画区域*等の指定について以下のとおり基本的な方針を定める。

都市計画区域*等の指定の方針

区域名	区域の面積、位置及び範囲	指定の方針
岩国 都市計画区域	8,959 ha 岩国市（行政区域の一部） 和木町（行政区域全域）	岩国都市計画区域について、現行の区域を継続することとする。
岩国南 都市計画区域	14,760 ha 岩国市（行政区域の一部）	岩国南都市計画区域について、現行の区域を継続することとする。

※ 都市計画区域*面積は、「都市計画現況調査」による平成29年(2017年)3月31日現在の値

※ 上記以外の地域は、都市計画区域*等の指定の必要性は低い。

2. 区域区分*の決定の方針

2-1. 区域区分*を決定する都市計画区域*の設定方針

本広域都市圏においては、各都市計画区域*の市街化圧力等を考慮し、区域区分*制度の適用について、以下の考え方を基本に検討する。

区域区分*適用の方向性

都市計画 区域名	一次検討結果	二次検討における主な課題	区域区分*適用の方向性
岩国 都市計画区域	区域区分*制度を継続する必要性は高い。 現行； 線引き*	[継続する場合] ・ 市街化調整区域*における土地利用のあり方 [継続しない場合] ・ 用途白地地域*となる区域の土地利用のコントロール	本区域の開発圧力*はそれほど強くないものの、市街地拡大の可能性あることから、田園部や丘陵部などの自然的環境を保全していく必要があるため、引き続き、区域区分*制度を継続することが望ましい。 また、市街化区域*縁辺部の市街化調整区域*においても、地区計画*を活用し、合理的かつ計画的な土地利用を誘導する。
岩国南 都市計画区域	区域区分*制度を適用する必要性は高い。 現行； 非線引き*	[適用する場合] ・ 市街化区域*の範囲 ・ 市街化調整区域*となる区域の土地利用のあり方 ・ 地域の合意形成 ・ 周辺都市計画区域*及び区域外との整合 [適用しない場合] ・ 用途白地地域*の土地利用のコントロール	本区域の開発圧力*はそれほど強くないものの、市街地拡大の可能性あることから、田園部や丘陵部等の自然的環境を保全するため、用途白地地域*の土地利用の適切なコントロールが求められ、その手法として区域区分*制度も有効と考えられる。 区域区分*制度を適用しない場合には、用途白地地域*での開発を抑制するために、特定用途制限地域*の活用や開発許可*基準の強化、他法令による制度の活用等を組み合わせ、開発を適切にコントロールする必要がある。

3. 主要な都市計画の考え方

3-1. 土地利用に関する基本方針

(1) 市街地における方針

① 商業地・業務地に関する方針

- ・ 交通結節点*となる岩国等の主要な駅等を核として、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能*もあわせた立地誘導を進める。
- ・ 和木町役場や岩国市の各総合支所などの行政施設を中心に、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能等、一定の都市機能*の立地誘導を進める。
- ・ 錦帯橋を中心とした岩国・横山地区では、歴史・文化的な資源と錦川や城山からなる美しい自然環境に調和した市街地環境の保全・整備を進め、既存の住環境に配慮しながら観光拠点の形成を図る。

② 工業地に関する方針

- ・ 広域交通の利便性を活かし、山陽自動車道玖珂インターチェンジ周辺の工業地については、周辺の自然環境や居住環境に配慮しつつ、企業誘致を推進する。
- ・ 工業施設が集積している瀬戸内海臨海部の工業地については、道路、港湾等の基盤整備を進める。
- ・ 住宅地に近接する地区については、防災面や環境面へ配慮しつつ、市街地との間に緩衝緑地*帯を設置するなど周辺環境の整備を推進し、安全な工業地の形成を図る。

③ 住宅地に関する方針

- ・ 一定の人口密度を維持・確保するため、都市機能*の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家の利活用を促進し、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 土砂災害特別警戒区域*に指定された区域については、開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる、又は行われた区域については、地区計画*や緑地協定*・建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。

④ 流通業務地に関する方針

- ・ 広域交通の利便性を活かし、新岩国駅、山陽自動車道岩国インターチェンジ周辺及び岩国港周辺地区を流通業務地として位置づけ、広域交通の利便性を活かした流通業務施設の集積を図る。
- ・ 岩国港においては、ターミナル機能*の強化を図り、臨海部のスムーズな物流輸送等を推進する。また、岩国錦帯橋空港周辺の交通基盤*の整備等、物流拠点としての整備を推進する。

(2) 市街地周辺部における方針

① 市街化調整区域*における方針

- ・ 市街化調整区域*においては、開発の抑制を原則とするが、良好な居住環境の形成や地域の活性化等を図るべき地区については、田園環境や海岸、山地・丘陵などの自然的環境の保全を図りつつ、地区計画*等を活用し、必要最小限の範囲で計画的な土地利用を誘導する。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティを維持するため、地区計画*や集落地区計画などの制度を活用して、良好な営農等の条件や居住環境の確保を図る。
- ・ 市街化区域*に隣接・近接し、既に都市施設*が整備されている地域においては、良好な居住環境の形成や周辺環境の保全を考慮しながら、土地利用の適切な規制・誘導を行う。

② 非線引き*用途白地地域*における方針

- ・ 用途白地地域*では、隣接する市街化調整区域*とのバランスを考慮し、特定用途制限地域*の指定や、開発許可*基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。
- ・ さらに、地区計画*等の活用による適切な規制のもと、周辺の良い環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。

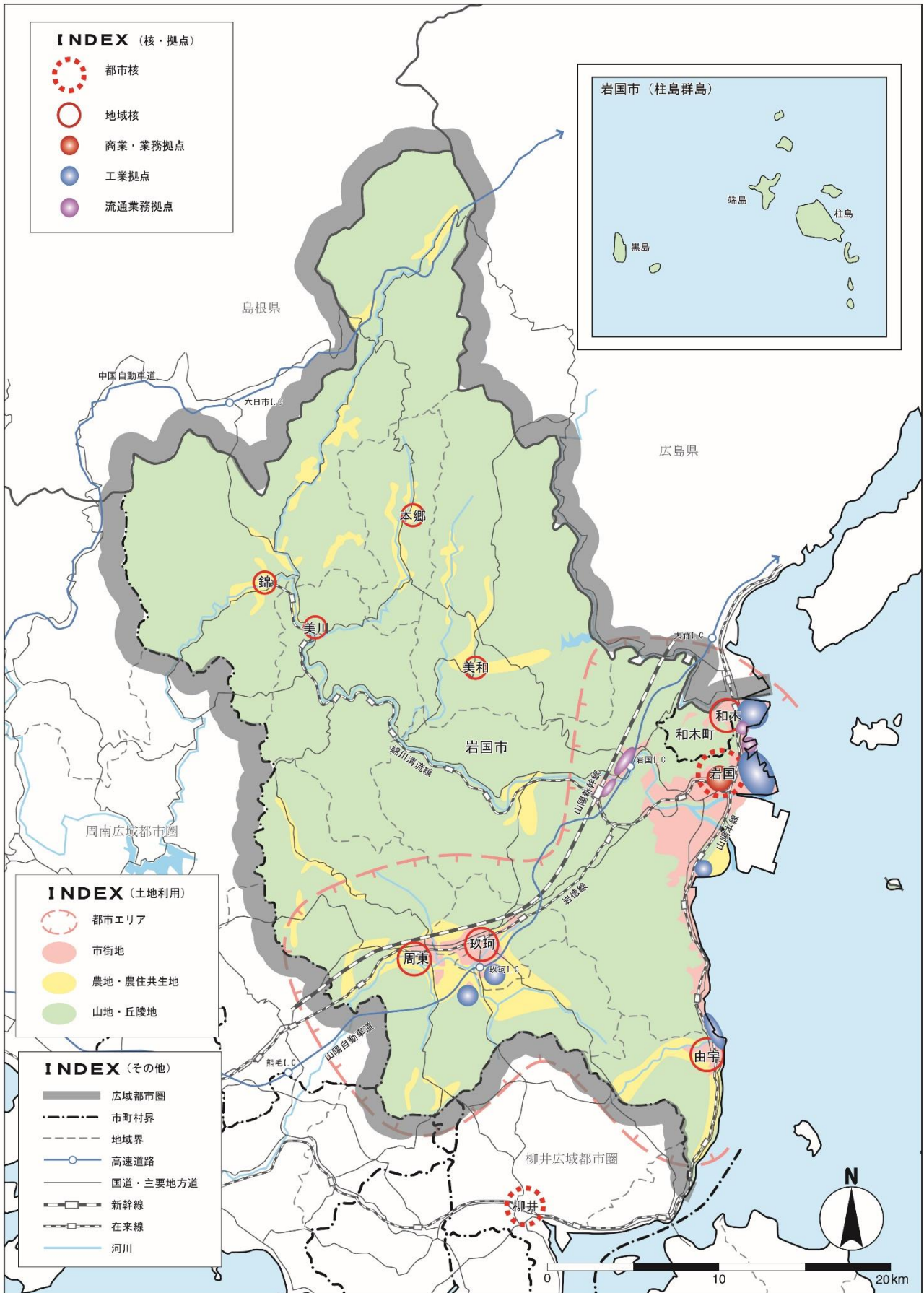
③ 農地との調和に関する方針

- ・ 錦川、島田川等の上流部に広がる市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*であることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。

(3) 都市計画区域*外における方針

- ・ 自然環境の保全と農林水産業の振興を図るとともに、総合支所周辺等の地域の拠点や、複数の集落が集まる地域に、日常的な生活サービス機能を確保する取組を主体に、それぞれの規模に応じた機能の集約や、生活の利便性を確保する交通ネットワークの形成などを進める。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 広域的な都市施設*の整備に関する基本方針

(1) 広域的な交通施設の整備方針

① 広域的な交通体系の整備方針

- ・ 本圏域外の地域との広域交流を通じた地域活性化を図るために、既存の高速交通体系を活かしつつ、広島県、島根県や隣接する広域都市圏等との連携を促進する総合的な広域交通ネットワークの充実・強化に努める。
- ・ 都市機能*が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実を進める。

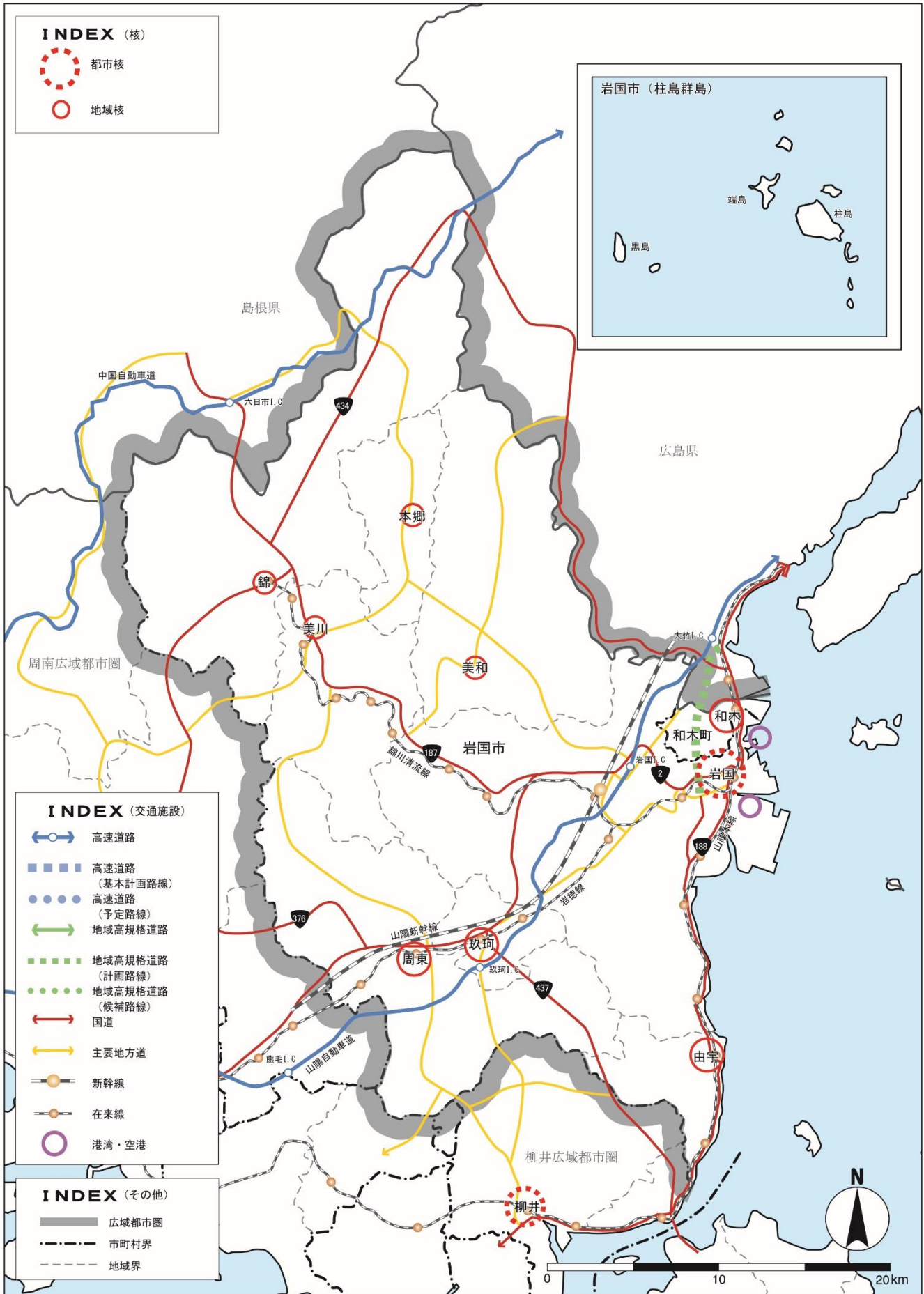
② 広域的な道路網の整備方針

- ・ 都市核間の相互の連携や広域交流の一層の促進を図るため、地域高規格道路*岩国大竹道路や岩国南道路（岩国南バイパス）の整備を推進する。
- ・ 圏域内の円滑な交通流動の確保や都市部と山間部の交流・連携を強化するため、国道2号、国道187号、国道188号、国道437号などの広域幹線道路の整備を推進する。
- ・ 高速交通網の利便性を向上させ、物流の円滑化を図るため、高速道路インターチェンジや岩国錦帯橋空港、岩国港、新岩国駅等の広域交通拠点へのアクセス道路の整備を促進する。

③ その他の主要な交通施設の整備方針

- ・ 都市内の幹線道路については、総合的な交通体系や交通サービスを勘案し、既存道路も含めた都市内道路の各路線の必要性や機能等の検証を行った上で整備を行う。
- ・ 環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽本線の利便性の向上、岩徳線及び錦川清流線の運行回数の維持・充実とともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など公共交通の維持・充実を図る。また、公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*化やパークアンドライド*、サイクルアンドライド*の普及を推進する。
- ・ 岩国駅では、駅舎、東西自由通路、駅前広場等の整備やターミナル機能*の強化により、本広域都市域の玄関口として周辺の市街地と一体的な整備を進める。
- ・ 中山間地域や離島などの交通不便地域における移動手段を確保するため、コミュニティ交通*や離島航路の維持を図る。
- ・ 駅や港、空港などの交通結節点*や観光拠点などにおいて、今後の市街地整備や観光振興の動向などから民間駐車場との整合性を図りつつ、需要に見合った駐車場整備を進める。
- ・ 本広域都市圏の産業、経済進展の基盤となっている岩国港においては、物流需要の増大、船舶の大型化等に対応するため、岸壁の改良や臨港道路の整備など、港湾機能の強化を進める。

■ 広域的な都市施設（交通）の整備方針



(2) その他の広域的な都市施設*の整備方針

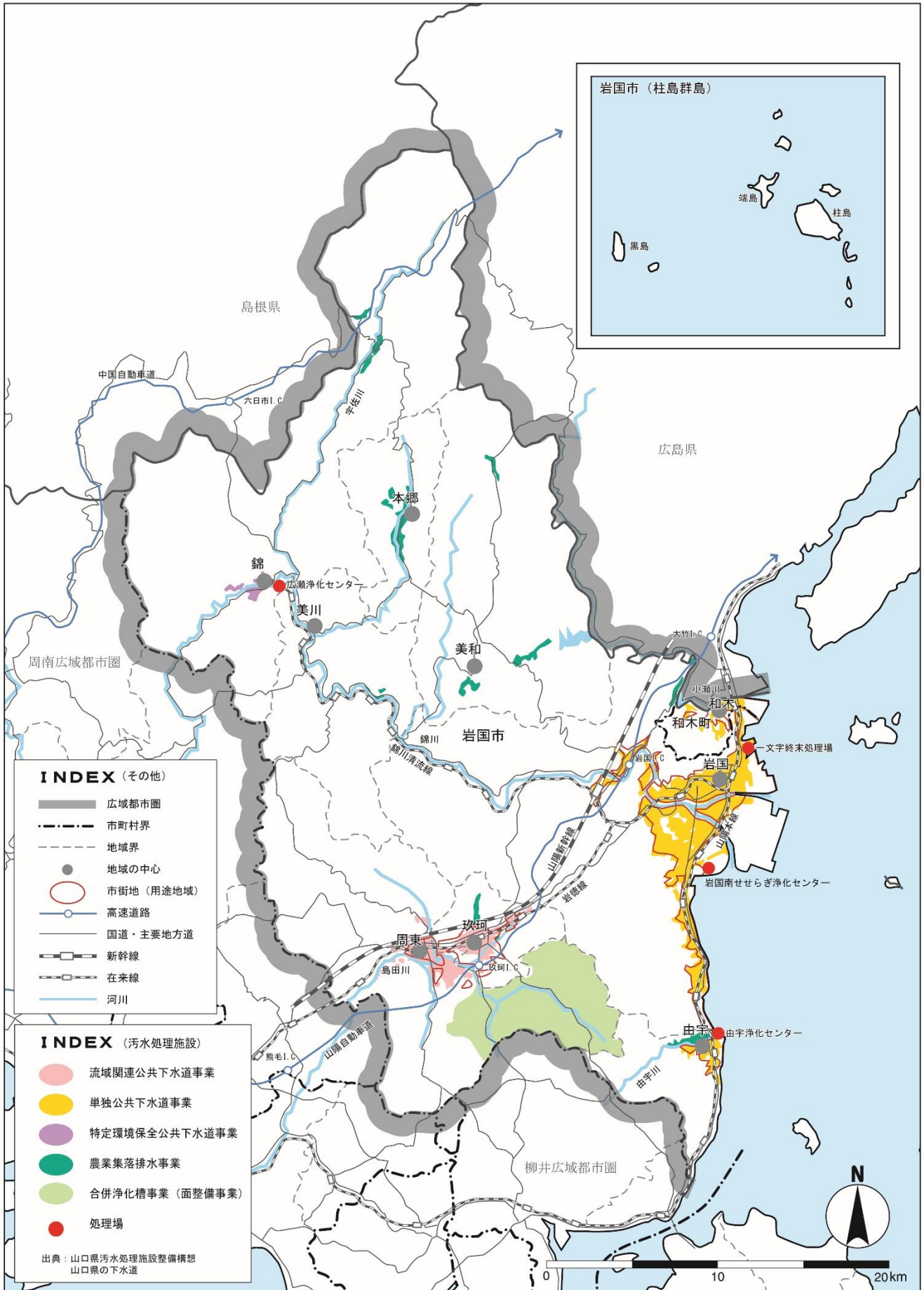
① 主要な下水道及び河川の整備方針

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や流域下水道、農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を促進する。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による浸水被害を抑制するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を促進する。
- ・ 河川については、治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、生態系や自然環境の保全を図り、周囲の景観と調和した人々が水に親しめる空間の整備を進める。

② その他の都市施設*の整備方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会*の構築を図るため、リサイクル活動拠点の整備等により、廃棄物の適正処理を促進するとともに、供給処理施設の適切な整備、共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。

■ 下水道の整備方針



3-3. 市街地整備に関する基本方針

(1) 中心市街地*の整備

- ・ 岩国市の中心市街地*は、本広域都市圏の中心として、高次都市機能*の誘導や都市施設*の整備により商業・業務活動の活性化を図るとともに、快適な居住環境整備による活力と魅力ある都市づくりに努める。

(2) 工業団地等の整備

- ・ 空港関連産業をはじめとする新産業や雇用吸収力の高い成長産業等の集積を図るため、空港や港湾等が有する交通利便性などの優れた立地環境を全国に向けて情報発信しながら、工業団地や工場用地などの産業基盤整備を計画的に進める。

3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針

(1) 自然的環境の整備・保全の基本方針

- ・ 西中国山地国定公園や羅漢山県立自然公園などの森林地域や錦川、宇佐川などの河川、海岸部の瀬戸内海国立公園などの自然的環境は、多様な生態系や良好な自然景観を形成しており、自然の豊かさや美しさを実感できる交流とふれあいの場として重要な役割を担っているため、その適正な整備・保全に努める。

▼ 本広域都市圏の自然公園地域

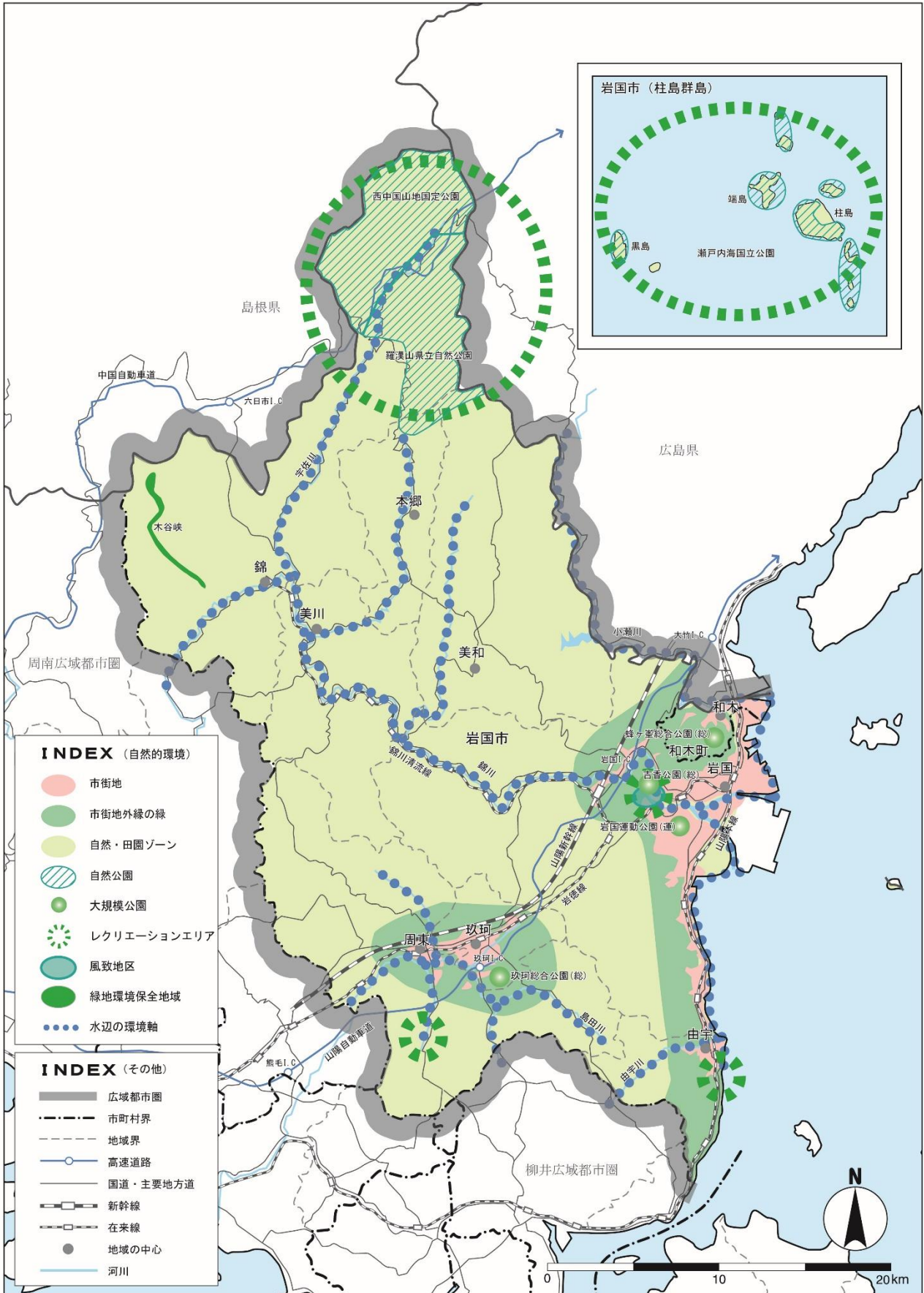
自然公園名	含まれる市町
瀬戸内海国立公園	岩国市（岩国地域、由宇地域）、和木町[下松市、光市、周南市、周防大島町、田布施町など]
西中国山地国定公園	岩国市（錦地域）[広島県、島根県]
羅漢山県立自然公園	岩国市（錦地域、美和地域、本郷地域）

[]は、岩国広域都市圏以外

(2) 広域的な公園・緑地等の整備方針

- ・ うるおいのある生活環境の保持や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備を、適切な維持管理を行う。
- ・ 自然公園の保全を図るとともに、広域的なスポーツやレクリエーション、地域コミュニティの核となっている吉香公園、蜂ヶ峯総合公園、岩国運動公園や玖珂総合公園などの維持・充実を図る。
- ・ 風致*地区等の制度の活用により、市街地内やその周辺部の自然環境の保全に努め、都市の風致*の維持を図る。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針

- ・ 岩国駅周辺の中心市街地*では、商業・業務の場として、にぎわいのある魅力的な景観の創出とともに、ゆとりある歩行空間の創出など快適性に富んだ景観形成を図る。また、周防高森駅、由宇駅周辺では、地域の特性を踏まえながら、にぎわいがあり地域に親しまれる景観形成を進める。
- ・ 錦帯橋周辺の城下町、旧山陽道の宿場町の面影を残すまちなみなど伝統や歴史遺産がある地域では、地域固有の歴史や文化を保存・継承しつつ、これらの貴重な景観資源の活用を通じて魅力ある景観形成を図る。
- ・ 臨海部のコンビナート等の産業施設で形成される景観については、市の特色ある景観として、緑化等により周囲の景観と調和した良好な景観形成を図る。
- ・ 錦川、島田川、小瀬川などの地域を代表する河川の水辺空間については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る。
- ・ 都市を繋ぐ広域的な幹線道路沿いでは、周囲の景観と調和した沿道景観の形成を図る。
- ・ 郊外に広がる農地では、樹林地と山裾の集落、田園等が一体となった穏やかな農山村景観の保全・創出を図る。
- ・ 瀬戸内海国立公園や西中国山地国定公園、羅漢山県立自然公園等の豊かな自然環境が残る地域では、美しい自然景観の保全を図る。

3-6. 都市防災に関する基本方針

- ・ 地域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスク情報を踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や火災・延焼による被害を抑えるため、建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。
- ・ 岩国駅周辺の既成市街地*等の防災上危険な密集市街地*においては、建築物の耐震化やオープンスペースの確保などを進め、良好な市街地環境の整備を推進する。
- ・ 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナートの事故などによる被害を軽減するため、緩衝緑地*帯等の整備に努める。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時の高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として、海岸保全施設*等の整備を推進する。また、南海トラフ巨大地震等による最大クラスの津波被害等に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面での対応を図る。
- ・ 洪水や高潮、津波、土砂災害、地震などの災害リスクを示す各種ハザードマップ*の周知や、防災対応能力を高める防災訓練などにより、県民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）の策定を促進するなど、災害時の業務継続に努める。